

内閣参質二〇四第四三号

令和三年四月九日

内閣総理大臣 菅 義偉

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員浜田聡君提出プラスチック製買物袋有料化と費用便益分析に関する質問  
に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田聡君提出プラスチック製買物袋有料化と費用便益分析に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「費用便益分析を通じた経済コスト」の意味するところが必ずしも明らかではないが、小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成十八年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第一号。以下「省令」という。）の改正に係る経済に与える影響として、例えば、プラスチック製の買物袋の使用の合理化に伴うプラスチック製の買物袋の需要の減少等が見込まれたが、その影響について定量的な分析は行っていない。

二について

お尋ねの「事業者に対する減税措置等」の意味するところが必ずしも明らかではないが、省令の改正に係る減税措置を実施する予定はない。

三について

お尋ねの「経済コスト以外に懸念されるリスク等」の意味するところが明らかではないため、お答えす

ることは困難である。なお、「プラスチック製買物袋有料化」に際しては、競争上の公平性を含む様々な観点を総合考慮した上で、省令の改正等の措置を講じており、今後、容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進の状況を勘案して、必要な措置の検討を行ってまいりたい。